

ハローワークにおける 60 歳以上の保育士に係る求人・求職状況について

待機児童解消のため、保育の受け皿の拡大が喫緊の課題である中、保育士の人材確保が求められている。このレポートでは、全年齢における保育士希望求職者が減少傾向にある中、60 歳以上の保育士希望求職者が増加傾向であることに鑑み、ハローワークにおける 60 歳以上の保育士に係る求人・求職状況を分析する。

1 60 歳以上の保育士希望求職者と保育士資格所持求職者が増加

過去 5 年間における 60 歳以上の保育士希望求職者と保育士資格所持求職者は毎年増加しており、保育士資格所持求職者については対前年度増減率が各年度 10%以上増加となっているほか、保育士希望求職者についても対前年度増減率が各年度 10%程度増加となっている。(図 1)

2 年齢不問の保育士求人は年齢制限が設けられた保育士求人より充足率が高い

保育士求人全体の件数が毎年増加している中、年齢制限が設けられていることにより、60 歳以上の者が応募できないと考えられる保育士求人(※)も増加しており、平成 28 年度は 15,234 件となっている。(図 2)

(※) 雇用対策法施行規則第 1 条の 3 第 1 項による例外事由のうち、例外事由 1 号(定年年齢を上限)、3 号イ(長期勤続によるキャリア形成を図る観点から若年者等を対象)及びロ(特定の職種において労働者数が相当程度少ない特定の年齢層に限定)により年齢制限が設けられた求人。

一方、年齢制限が設けられた保育士求人と年齢不問の保育士求人の充足率(平成 24 年度～平成 28 年度平均)を比較すると、年齢不問の保育士求人の充足率の方が 3.3% 高い。(図 3)

3 ハローワークにおける取組

ハローワークにおいては、求人者に対して求人受理時等の機会を捉え、年齢制限を設ける必要性の有無について再考を促すとともに、60 歳以上の求職者が応募しやすい求人条件とするための助言等を引き続き徹底していく必要がある。

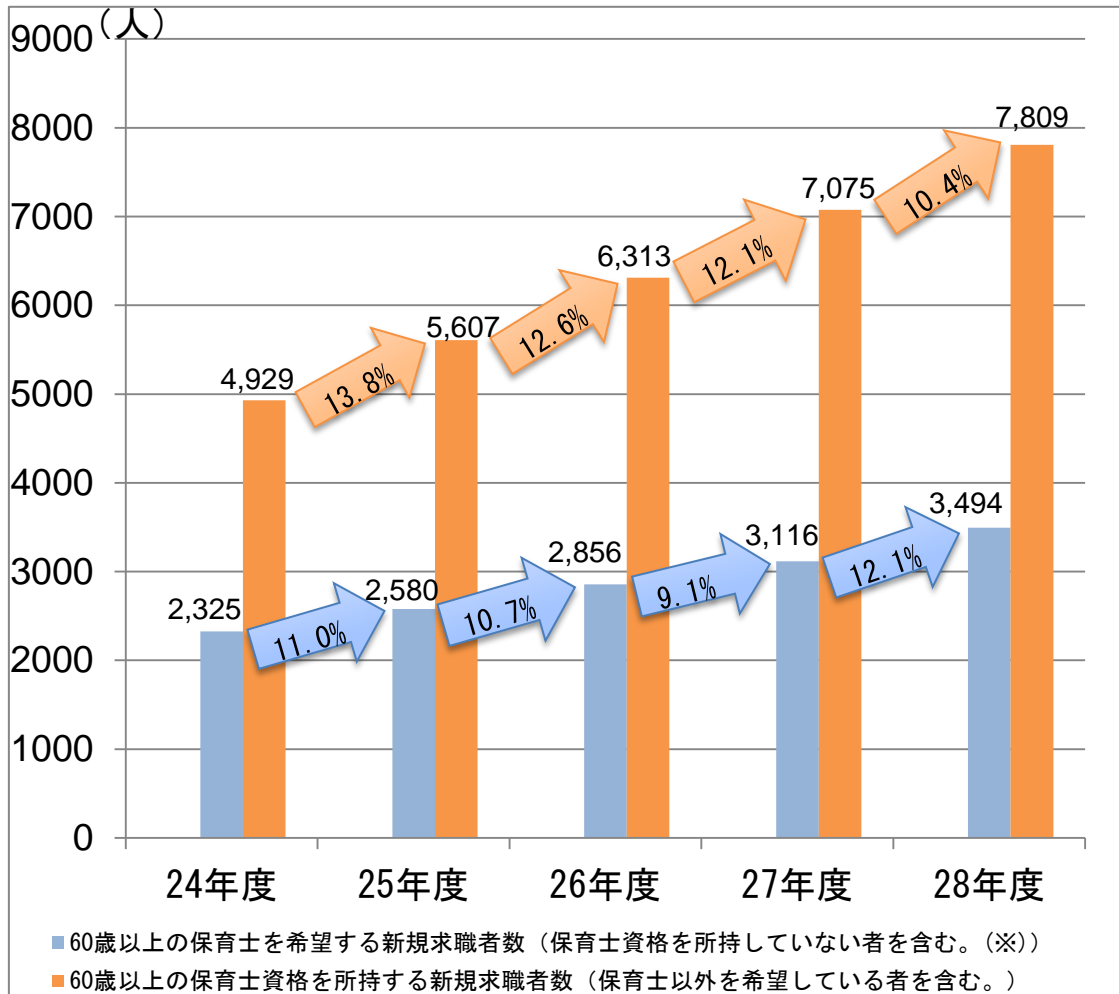
問い合わせ先

職業安定局総務課首席職業指導官室

小西 英則

直通 : 03-3502-6936

図1 60歳以上の保育士を希望する新規求職者数と保育士資格を所持する新規求職者数



【参考1】全年齢における保育士を希望する新規求職者数

24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
68,619	69,728	68,079	65,146	62,748

【参考2】60歳以上の保育士を希望する新規求職者数（保育士資格を所持している者。）

24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
1,723	2,030	2,311	2,610	2,978

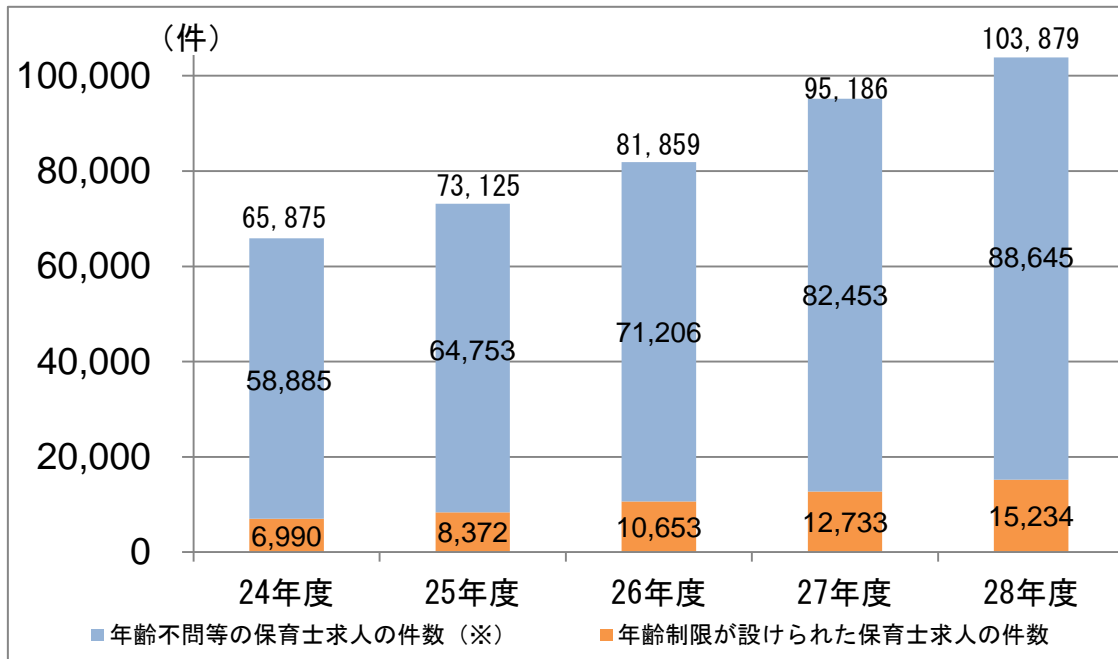
資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」

注1. パートタイムを含む数値である。

注2. 矢印内の数字は対前年度増減率である。

（※）保育士資格を所持していない者には、保育士資格の取得に向けて勉強中の者等が含まれる。

図2 保育士求人全体に占める年齢制限が設けられた保育士求人の件数



資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」

注1. パートタイムを含む数値である。

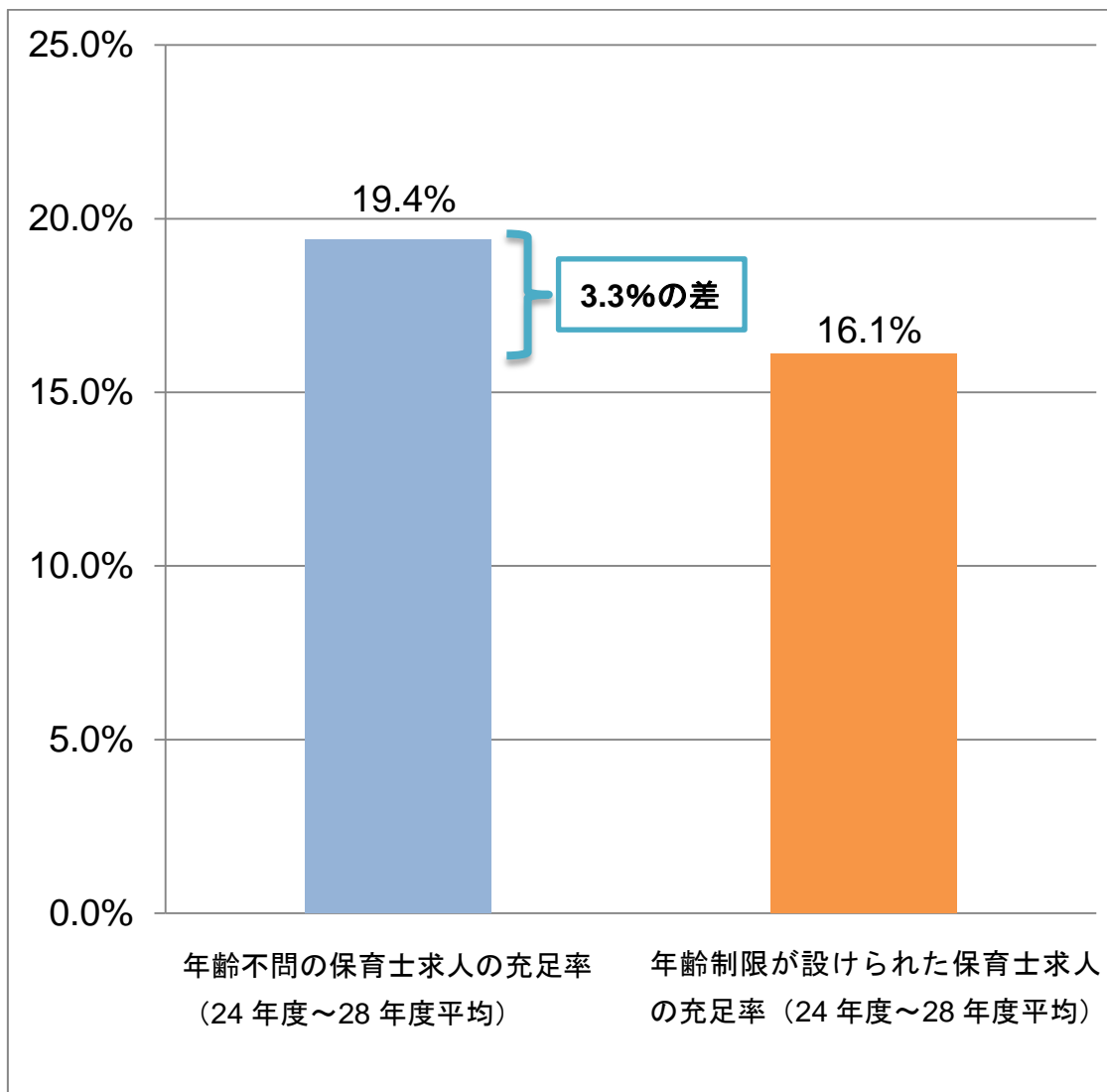
注2. 年齢制限が設けられた保育士求人の件数は、雇用対策法施行規則第1条の3第1項による例外事由のうち、例外事由1号、3号イ及びロにより年齢制限が設けられた保育士求人の件数である。

(※) 年齢不問等の保育士求人の件数には、年齢不問のほか、雇用対策法施行規則第1条の3第1項による例外事由のうち、「注2」以外の例外事由により年齢制限が設けられた保育士求人の件数を含む。

【参考】雇用対策法施行規則第1条の3第1項による例外事由

例外事由1号	定年年齢を上限として、その上限年齢未満の労働者を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合
例外事由2号	労働基準法その他の法令の規定により年齢制限が設けられている場合
例外事由3号イ	長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、若年者等を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合
例外事由3号ロ	技能・ノウハウの継承の観点から、特定の職種において労働者数が相当程度少ない特定の年齢層に限定し、かつ、期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合
例外事由3号ハ	芸術・芸能の分野における表現の真実性などの要請がある場合
例外事由3号ニ	60歳以上の高年齢者または特定の年齢層の雇用を促進する施策の対象となる者に限定して募集・採用する場合

図3 年齢不問の保育士求人の充足率と年齢制限が設けられた保育士求人の充足率



資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」

注1. パートタイムを含む数値である。

注2. 年齢不問の保育士求人の充足率は、年齢不問の保育士求人の求人数に対して充足された求人の割合である。

注3. 年齢制限が設けられた保育士求人の充足率は、雇用対策法施行規則第1条の3第1項による例外事由のうち、例外事由1号、3号イ及びロにより年齢制限が設けられた保育士求人の求人数に対して充足された求人の割合である。